

◆ 利用料金表 ◆

(a : 介護保険適用分)

①通所リハビリテーション費

« 単位 » 1 単位 = 10.33 円

1 時間以上 2 時間未満	要介護 1	1 日につき	369 単位
	要介護 2	〃	398 単位
	要介護 3	〃	429 単位
	要介護 4	〃	458 単位
	要介護 5	〃	491 単位
2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	〃	383 単位
	要介護 2	〃	439 単位
	要介護 3	〃	498 単位
	要介護 4	〃	555 単位
	要介護 5	〃	612 単位
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	〃	486 単位
	要介護 2	〃	565 単位
	要介護 3	〃	643 単位
	要介護 4	〃	743 単位
	要介護 5	〃	842 単位
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	〃	553 単位
	要介護 2	〃	642 単位
	要介護 3	〃	730 単位

	要介護 4	〃	844 単位
	要介護 5	〃	957 単位
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	〃	622 単位
	要介護 2	〃	738 単位
	要介護 3	〃	852 単位
	要介護 4	〃	987 単位
	要介護 5	〃	1,120 単位
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	〃	715 単位
	要介護 2	〃	850 単位
	要介護 3	〃	981 単位
	要介護 4	〃	1,137 単位
	要介護 5	〃	1,290 単位
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	〃	762 単位
	要介護 2		903 単位
	要介護 3		1,046 単位
	要介護 4		1,215 単位
	要介護 5		1,379 単位

◎リハビリテーションマネジメント加算

指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に算定できる加算。

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）		
（１）同意日の属する月から６月以内	１月につき	５９３単位
（２）同意日の属する月から６月超	〃	２７３単位
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）		
（１）同意日の属する月から６月以内	１月につき	７９３単位
（２）同意日の属する月から６月超	〃	４７３単位
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合	１月につき	２７０単位

◎短期集中個別リハビリテーション実施加算

指定通所リハビリテーション事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、利用者に対してその退院（所）日又は認定日から起算して３月以内の期間に週に２回以上、１回４０分以上の個別リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加えて算定できる加算。

短期集中個別リハビリテーション実施加算	１回につき	１１０単位
---------------------	-------	-------

◎ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

指定通所リハビリテーション事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士が、認知症を有する利用者に対して、1週間に2日を限度として、1回20分以上(1月に4回以上)、もしくは集団でリハビリを実施した場合、所定の単位数に加えて算定できる加算。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日につき (週2日を限度)	240 単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1月につき	1920 単位

◎ 重度療養管理加算

「要介護3～5」で計画的な医学的管理を継続的に行う必要があり、利用中に管理を行った場合に算定する加算。※「1時間以上2時間未満」は算定できない。

例：頻回の喀痰吸引・胃ろうや経鼻栄養等の経腸栄養・第3度以上の褥瘡の処置・気管切開など

重度療養管理加算	1日につき	100 単位
----------	-------	--------

◎ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標および当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合に算定できる。

生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき (開始月から6月 以内)	1250 単位
---------------------	--------------------------	---------

◎その他の加算・減算

入浴介助加算(Ⅱ)：利用者の動作及び浴室環境を評価し、入浴計画に基づき入浴を実施	1日につき	60 単位
栄養改善加算	月 2 回を限度とする 3 月以内(原則)	200 単位
栄養アセスメント加算	1 月につき	50 単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6 月に 1 回	20 単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6 月に 1 回	5 単位
退院時共同指導加算	1 回につき	600 単位
科学的介護推進体制加算	1 月につき	40 単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき	▲47 単位
リハビリテーション提供体制加算 1 (3～4 時間)	1 日につき	12 単位
” 2 (4～5 時間)		16 単位
” 3 (5～6 時間)	”	20 単位
” 4 (6～7 時間)	”	24 単位
” 5 (7 時間～)	”	28 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 日につき	18 単位
理学療法士等体制強化加算 (1～2 時間のみ)	1 日につき	30 単位
中重度者ケア体制加算	1 日につき	20 単位
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月の合計算定単位数	86/1000

②介護予防通所リハビリテーション費

介護予防通所リハビリ1	要支援1	1月につき	2,268 単位
介護予防通所リハビリ2	要支援2	〃	4,228 単位

◎その他の加算・減算

一体的サービス加算（運動機能、口腔機能、栄養改善）		1月につき	480 単位
栄養改善加算		〃	200 単位
栄養アセスメント加算		〃	50 単位
口腔、栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		6ヶ月に1回	20 単位
口腔、栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		6ヶ月に1回	5 単位
科学的介護推進体制加算		1月につき	40 単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始月から6月以内)		1月につき	1250 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	〃	72 単位
	要支援2	〃	144 単位
12月超減算：利用開始月から12月超 の利用で要件を満たさない場合に減 算となる	要支援1		▲120 単位
	要支援2		▲240 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月の合計算定単位数 86/1000	

※地域区分（6級地） 1単位＝10.33円です。

※利用者負担額は1割～3割となります。

※法令改正により報酬単位数が変更された場合は法令に従います。

(b : 保険適用外)

項 目	金 額
飲食費 (昼食費・お茶)	780 円
飲食費キャンセル料 <b>(前営業日の正午までに連絡がなかった場合)</b>	780 円
飲み物代 (りはびり塾 ドリンクバー利用の場合)	50 円
区域を越えた場合の送迎費 (超えた走行距離 1 k mあたり)	300 円
尿取りパット (提供時)	1 枚 50 円
リハビリパンツ (提供時)	1 枚 150 円
入浴時等に感染予防の目的で傷や出血部に貼付する防水テープ (提供時)	1 c m毎 30 円
創作材料、行事等の活動にかかる代金 (参加時)	実費